



平成17年5月20日

各位

東京製綱株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号
代表取締役社長 田中重人
(コード番号) 5981
(責任者) 総務部長 佐藤和規
TEL (03) 3211-2851

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

平成17年5月20日開催の当社取締役会において、平成17年6月29日開催予定の当社第206期定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に定める新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績ならびに企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプション制度を導入するためであります。

2. 新株予約権の概要

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 800,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。)の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は目的たる株式数を調整することが出来る。

(3) 新株予約権の総数

合計 800 個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1,000株とする。

但し、(1)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権の行使時の払込金額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、東京証券取引所における新株予約権の発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の金額は切り上げる。以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日とする。以下「当該終値」という）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社普通株式の分割・併合が行われる場合は以下の計算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額での新株発行および自己株式の処分（新株予約権行使による場合は除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式における既発行株式数とは、当社発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除したものを指し、自己株式の処分を行う場合には新規発行株式数を自己株式処分数に読み替えるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

平成19年6月30日から平成24年6月29日まで

(7)新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は認めない。

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任および定年退職の他、取締役会が上記地位にないことにつき正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が(7)に定める条件に該当しなくなった場合には当該新株予約権を無償で消却することが出来る。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、無償で消却することが出来る。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。

上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社第206期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が決議されることを条件としております。

以上